

日本経済再生本部の設置について

平成 24 年 12 月 26 日
閣 議 決 定

1. 我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣
本部長代理 副総理
副 本 部 長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官
本 部 員 他の全ての国務大臣
3. 本部の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

日本経済再生本部 名簿

本 部 長	安倍 晋三	内閣総理大臣
本部長代理	麻生 太郎	副総理
副 本 部 長	菅 義偉	内閣官房長官
	甘利 明	経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣
本 部 員	新藤 義孝	総務大臣、内閣府特命担当大臣、地域活性化担当、道州制担当
	谷垣 禎一	法務大臣
	岸田 文雄	外務大臣
	下村 博文	文部科学大臣、教育再生担当
	田村 憲久	厚生労働大臣
	林 芳正	農林水産大臣
	茂木 敏充	経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、原子力経済被害担当、産業競争力担当
	太田 昭宏	国土交通大臣
	石原 伸晃	環境大臣、内閣府特命担当大臣
	小野寺 五典	防衛大臣
	根本 匠	復興大臣、福島原発事故再生総括担当
	古屋 圭司	国家公安委員会委員長、拉致問題担当、国土強靱化担当、内閣府特命担当大臣
	山本 一太	内閣府特命担当大臣、情報通信技術（ＩＴ）政策担当、海洋政策・領土問題担当
	森 まさこ	女性活力・子育て支援担当、内閣府特命担当大臣
	稲田 朋美	行政改革担当、公務員制度改革担当、クールジャパン戦略担当、再チャレンジ担当、内閣府特命担当大臣

第1回（平成25年1月8日）日本経済再生本部

における総理発言（抜粋）

（安倍総理）

（中略）

山本科学技術政策担当大臣におかれては、今後、この本部と総合科学技術会議と、この2つが密接に連携することにより、省庁横断的なイノベーション政策の推進体制を作って頂きたいと思います。

産業競争力会議の開催について

〔平成 25 年 1 月 8 日〕
日本経済再生本部決定

1. 日本経済再生本部の下、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、産業競争力会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣総理大臣

議長代理 副総理

副 議 長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
内閣官房長官、経済産業大臣

構 成 員 内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに産業競争力の強化及び国際展開戦略に関し優れた識見を有する者のうち
から内閣総理大臣が指名する者

3. 会議の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、日本経済再生総合事務局において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

産業競争力会議の有識者議員の内定について

平成 25 年 1 月 8 日

内 閣 官 房

1. 本日、第一回を開催した日本経済再生本部において、民間投資を喚起する成長戦略の具現化と推進を図るための調査・審議の場である「産業競争力会議」を設置しました。また、当会議の有識者議員として以下の 9 名の方々を内定しました。

(五十音順)

秋山 咲恵 (あきやま・さきえ) (株式会社サキコーポレーション代表取締役社長)
榊原 定征 (さかきばら・さだゆき) (東レ株式会社代表取締役 取締役会長)
坂根 正弘 (さかね・まさひろ) (コマツ取締役会長)
佐藤 康博 (さとう・やすひろ) (株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長 グループCEO)
竹中 平蔵 (たけなか・へいぞう) (慶応義塾大学総合政策学部教授)
新浪 剛史 (にいなみ・たけし) (株式会社ローソン代表取締役社長 CEO)
橋本 和仁 (はしもと・かずひと) (東京大学大学院工学系研究科教授)
長谷川 閑史 (はせがわ・やすちか) (武田薬品工業株式会社代表取締役社長)
三木谷 浩史 (みきたに・ひろし) (楽天株式会社代表取締役会長兼社長)

2. 今後、所要の手続きを行い、正式に御承諾をいただいて、議員として就任いただく予定です。

＜本件問い合わせ先＞
内閣官房日本経済再生総合事務局
産業競争力会議担当
電話 03-3581-9298

産業競争力会議の有識者議員の内定について

平成 25 年 1 月 18 日

内 閣 官 房

1. 本日、産業競争力会議の有識者議員として以下の方の追加を内定しました。

岡 素之（おか・もとゆき）（住友商事株式会社 相談役）

2. 今後、所要の手続きを行い、正式に御承諾をいただいて、議員として就任いただく予定です。

＜本件問い合わせ先＞

内閣官房日本経済再生総合事務局

産業競争力会議担当

電話 03-3581-9298

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」について

平成 25 年 1 月 11 日
閣 議 決 定

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

日本経済再生に向けた緊急経済対策

平成 25 年 1 月 11 日

目次

前文 日本経済再生に向けた取組の第1弾	1
第1章 景気の現状	1
第2章 日本経済再生に向けての考え方	1
第3章 具体的施策	4
Ⅰ. 復興・防災対策	4
1. 東日本大震災からの復興加速	4
（1）社会インフラの整備や住民の定着促進等	4
（2）産業の復興と雇用機会の創出	5
（3）原子力災害等からの迅速な再生の推進	5
2. 事前防災・減災のための国土強靱（じん）化の推進、 災害への対応体制の強化等	5
（1）命と暮らしを守るインフラ再構築 （老朽化対策、事前防災・減災対策）	5
（2）社会の重要インフラ等の防御体制の整備	6
（3）学校の耐震化・老朽化対策等の防災対策の推進	7
（4）大規模な災害等への対応体制の強化	7
Ⅱ. 成長による富の創出	8
1. 民間投資の喚起による成長力強化	8
（1）成長力強化、省エネ・再エネ促進等のための 設備投資等の促進	8
（2）研究開発、イノベーション推進	8
（3）国際競争力強化等に資するインフラ整備等	10
（4）資源・海洋開発	11

2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策	11
(1) 中小企業・小規模事業者等への支援	11
(2) 「攻めの農林水産業」の展開	12
3. 日本企業の海外展開支援等	13
4. 金融資本市場の活性化等	14
5. 人材育成・雇用対策	14
Ⅲ. 暮らしの安心・地域活性化	16
1. 暮らしの安心の確保	16
(1) 安心できる医療体制の構築等	16
(2) 安心して教育を受けられる体制の整備と 子どもを育てやすい国づくりの推進	16
(3) 生活空間の安全確保・質の向上と 循環型社会の創出に向けた環境の整備	17
(4) 安心の確保	17
(5) 台風、豪雨災害等の災害からの復旧等	17
2. 地域の特色を生かした地域活性化	18
(1) 地域の魅力の発信、観光の振興	18
(2) 公共交通の活性化など地域経済・産業の活力向上に資する 取組の推進	18
(3) 農業の体質強化など地域の特色を生かした地域経済の 活性化と住みよい地域の構築の加速	19
(4) 地方都市リノベーション・コンパクトシティの推進	20
(5) 地方の資金調達への配慮と本対策の迅速な実施	20
Ⅳ. 潜在力の発揮を可能とする規制改革	21
Ⅴ. 為替市場の安定に資する施策	21
第4章 本対策の規模と効果	22

日本経済再生に向けた緊急経済対策

前文 日本経済再生に向けた取組の第1弾

我が国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、名目 GDP は3年前の水準とほぼ同程度にとどまっている。製造業の競争力は低下し、貿易赤字は拡大している。足下では過度な円高の動きは修正されつつあるものの、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延など、閉塞感を払拭できない状況も継続している。さらに、昨年後半からは、景気の底割れが懸念されている。

こうした状況から今こそ脱却し、日本経済を大胆に再生させなければならない。このため、東日本大震災からの復興を目に見える形で大きく前進させる。また、政策の基本哲学をこれまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富の創出の好循環」へと転換させ、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組む。

まずは景気の底割れを回避し、民間投資を喚起し持続的成長を生み出す成長戦略につなげていく。本対策は、そのための政策対応の第一弾であり、新政権の日本経済再生に向けた強い意志・明確なコミットメントを示すものである。

第1章 景気の現状

景気の現状をみると、24 年後半には、それまでの円高の進行や世界景気の減速等を背景に、輸出、生産が落ち込み、景気は弱い動きとなった。製造業を中心に企業マインドは慎重であり、設備投資が弱い動きとなっている。欧州政府債務危機の影響など海外経済を巡る不確実性は依然として高く、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。雇用・所得環境の先行き等にも注意が必要である。また、長期にわたり需要が弱いなかで、企業などによる日本経済の将来に対する成長期待の低下やデフレ予想の固定化もあって、デフレが継続してきた。さらに、円高、新興国の台頭等により、特に製造業は厳しい競争圧力にさらされてきており、「空洞化」の懸念に留意する必要がある。

一方、第二次安倍内閣の発足とともに、景気回復への期待を先取りする形で、円高修正が進み、株価も回復し始めている。こうした改善の兆しを、適切な政策対応により、景気回復につなげていく。

第2章 日本経済再生に向けての考え方

こうした認識の下、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す。

このための取組の第1弾として、以下の考え方に基づき、本対策を取りまとめた。

(復興の加速・防災の強化)

東日本大震災からの復興のため、これまでの体制や取組について強化し、現場の目線に立って復興を加速する。

老朽化した社会インフラ対策を重点的に実施し、産業・生活基盤の強化を図ることなどにより国土強靱化を推進し、国民生活の安心、成長基盤の強化を図る。

(機動的な経済財政運営)

円高是正、デフレからの早期脱却のため、できるだけ早期にデフレを脱却するという強い意思・明確なコミットメントを示すことを通じてデフレ予想を払拭するとともに、機動的・弾力的な経済財政運営により、景気の底割れを回避する。

このため、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、来年度の景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。その際、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置き、その中で特に、即効性や需要創造効果の高い施策を優先する。

また、施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する。

本経済対策については、前政権による24年度予算を最大限見直しつつ、公債発行も含めて必要な財源を確保することにより、最も効率的・効果的な内容とする。

平成25年度予算については、昨年12月26日、27日の総理指示に沿って、1月11日までに行われる要求入れ替えを受けて、早急に編成作業を行い、財政健全化目標を踏まえ、日本経済再生を実現する。

デフレからの早期脱却に向けて、政府と日本銀行の連携を強化する仕組みを構築する。その際、明確な物価目標の下で、日本銀行が積極的な金融緩和を行っていくことを強く期待する。こうした取組に加え、為替市場の動向については、引き続き注視し適切に対応する。

(成長のための戦略の実行・実現)

日本経済のダイナミズムを復活させ、財政、税制、規制改革、金融政策などのツールを駆使し、先端設備投資や革新的研究開発などの民間投資を喚起し持続的な成長を通じて富を創出するため、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指すと同時に、海外投資収益の国内還元を日本の成長に結びつける国際戦略を進め、「貿易立国」と「産業投資立国」の双発型エンジンが互いに相乗効果を発揮する「ハイブリッド経済立国」を目指す。

具体的には、民間投資やイノベーション促進、日本企業の海外展開支援、それらによる新市場の開拓と雇用創出の拡大を図る。また、人材育成の強化や若者雇用の拡大、再チャレンジを可能とする環境を整備するとともに、中小企業・小規模事業者等の活性化、農林水産業や観光の振興等による地域の活性化に取り組む。さらに

潜在力の高い成長分野を中心に大胆な規制改革・制度改革を実現するため、体制を整備する。加えて、金融資本市場を活性化させるとともに、持続的な成長に資する分野に対し、政策金融などによるリスクマネーを呼び水として供給し、民間投資を活発化させる。

（日本経済再生・経済財政運営の司令塔）

日本経済再生に当たっては、日本経済再生本部が司令塔となり、その下で開催する産業競争力会議と一体となって、長引く円高・デフレ不況からの脱却、雇用や所得の拡大等経済再生に向けた経済対策の実施、成長戦略の実現を図る。

同時に経済財政諮問会議を再起動し、日本経済再生本部と連携を密にし、経済財政の中長期的方針や予算編成の基本方針などの経済財政政策の諸課題に取り組む。

また、日本経済再生本部及び経済財政諮問会議は、それぞれ日本経済再生の司令塔、経済財政運営の司令塔として総合科学技術会議、社会保障制度改革国民会議、新たに設置する規制改革会議等とも密接に連携し、間断なく各府省に課題を示し、スピード感と実行力をもって、その解決策の実現を図る。各府省は府省の壁を越えて一致協力して解決策を検討し、実行する。

第3章 具体的施策

上記の日本経済再生への道筋を踏まえ、本対策においては、①復興・防災対策、②成長による富の創出（民間投資の喚起、中小企業・小規模事業者対策等）、③暮らしの安心・地域活性化の3分野を重点として、財政措置とともに政策金融などあらゆる政策を総動員したものとし、規制改革の取組、為替市場の安定に資する施策も盛り込む。

I. 復興・防災対策

東日本大震災の被災地の復興の加速を最優先とする。これまでの体制や取組について強化し、現地の被災者のニーズを踏まえたきめ細やかな復興施策を実施する。単なる「最低限の生活再建」にとどまることなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる。本対策では、被災地の復興のため緊急に必要な社会インフラの整備や住民の定着促進とともに産業の復興と雇用機会の創出のための取組を強化する。また、福島県の再生を国が前面に立ち実現する観点から喫緊の課題である原子力災害等からの迅速な再生を推進する。このため、今年度中に追加が必要となる施策を措置するとともに、平成23年度決算剰余金を活用し、来年度の速やかな施策の実施が可能となるよう、必要となる財源を確保する。

1

防災対策については、老朽化インフラの総点検、緊急補修等と社会の重要インフラ防御のための施策、学校の耐震化など事前防災・減災対策のための国土強靱化と災害への対応体制の強化のための方策等をハード、ソフトの両面につき抜本的に強化し国民の不安を払拭する。

1. 東日本大震災からの復興加速

(1) 社会インフラの整備や住民の定着促進等

被災地の復興のため必要な道路・港湾・農業水利施設等の社会インフラの整備や震災による旧鉱物採掘区域における地盤沈下等の復旧、津波被災地域における住まいの形成に資する施策を通じた住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額等の措置を講ずる。

- ・被災地における道路・港湾の整備（復興庁）
- ・津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額（復興庁、総務省）
- ・被災地における農業水利施設等の整備（復興庁）

¹ 東日本大震災からの復興加速に関する財政支出 1.6 兆円程度のうち、来年度に必要な財源として 1.3 兆円程度を措置。

- ・旧鉱物採掘区域災害復旧事業（復興庁）

等

（２）産業の復興と雇用機会の創出

被災地の経済の早期復興に不可欠な産業の復興と雇用機会の創出を加速するため、被災自治体による被災者の雇用や地域の雇用創出の核となる事業における被災者の雇用の支援など、被災地における雇用の確保を進める。また、復興再生に向けた農地整備や東北地方における旅行需要の創出のための情報発信等を推進する。

- ・被災地における雇用の確保：被災自治体直接雇用又は民間等委託雇用による被災求職者の雇用の機会の確保、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で被災者を雇用する場合の助成（復興庁）
- ・復興再生に向けた農地・農業用施設の整備、森林整備等（復興庁）
- ・東北地方における旅行需要創出（復興庁）
- ・被災地における入札不調への対応等の円滑な施工の確保＜予算措置以外＞（国土交通省）

等

（３）原子力災害等からの迅速な再生の推進

被災地、特に福島県にとって喫緊の課題である原子力災害等からの迅速な再生を進めるため、避難区域における帰還促進、放射性物質による汚染への対応や福島県における営農再開と風評被害の早期解決を含む農林水産物等の振興支援、除染技術などの環境研究の拠点整備等を推進する。

- ・福島原子力災害避難区域帰還・再生加速事業（復興庁）
- ・新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業（復興庁）
- ・森林における放射性物質対策の推進（復興庁）
- ・福島県における営農再開等に向けた支援（復興庁）
- ・農産物等の風評被害対策（復興庁）
- ・福島県環境創造センター（仮称）整備事業（復興庁）

等

2. 事前防災・減災のための国土強靱化の推進、災害への対応体制の強化等

命と暮らしを守るために緊急に必要とされるインフラの再構築のため、老朽化対策、事前防災・減災対策を抜本的に強化し国土強靱化を推進する。また、東日本大震災の経験を踏まえ社会の重要インフラ等の防御体制の整備を進めるとともに、子どもの命を守る学校の耐震化・老朽化対策等の防災対策を推進する。さらに、緊急に必要な大規模な災害等への対応体制を強化する。

（１）命と暮らしを守るインフラ再構築（老朽化対策、事前防災・減災対策）

① 老朽化対策

笹子トンネル事故を踏まえ老朽化により危険が生じているトンネル・橋梁等をはじめ河川、道路等の社会インフラの総点検を速やかに実施し、緊急的な補修など必要な対策を講ずる。また、社会インフラ全般について先進的技術を活用した効率的な維持管理の枠組みの整備や新技術の開発を進めるなど、今後の老朽化に備えた社会資本の計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。

- ・河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・上下水道等の老朽化対策（国土交通省、厚生労働省）
 - ・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（国土交通省）
 - ・先進的技術を活用した社会資本の効率的な維持管理の枠組みの整備（国土交通省）
 - ・社会資本の計画的かつ戦略的な維持管理・更新の推進＜予算措置以外＞（国土交通省）
- 等

② 事前防災・減災対策

震災をはじめとする災害の経験を踏まえ、密集市街地における公共施設の整備や地域における河川・下水道・道路等の風水害・土砂災害対策、河川、海岸、道路等の地震・津波対策、道路の防雪対策、災害に強い広域ネットワークの構築に向けた全国ミッシングリンクの整備等それぞれの地域に適した総合的な事前防災・減災対策を推進する。また、住宅、建築物の耐震改修、建替え等を促進するための施策を行う。さらに、事前防災・減災対策の強化のため局地的豪雨の観測等のための気象観測施設の整備や構造材料の信頼性の向上のための技術開発等を進める。

- ・密集市街地の改善整備の促進、避難所となる都市公園の整備等（国土交通省）
 - ・河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・公園・上下水道等の防災対策（国土交通省、厚生労働省）
 - ・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（再掲）（国土交通省）
 - ・全国ミッシングリンクの整備（国土交通省）
 - ・住宅・建築物の耐震改修、建替え等の推進（国土交通省）
 - ・東日本大震災を教訓とした地籍整備の推進（国土交通省）
 - ・基幹的広域防災拠点支援施設の機能強化（国土交通省）
 - ・気象観測施設の強化等（豪雨対策等）（国土交通省）
 - ・構造材料の信頼性向上による国土強^{じょう}靱化の推進（文部科学省）
 - ・官庁施設の防災機能強化等（国土交通省）
 - ・物流施設の防災機能強化（国土交通省）
- 等

（２）社会の重要インフラ等の防御体制の整備

災害時にも機能を維持することが必要な医療施設や社会福祉施設、産業・エネルギー基盤、情報通信等の社会の重要インフラや警察施設等の行政インフラ

を防御するための施策等を講ずる。

- ・医療施設の耐震化等の推進（厚生労働省）
- ・社会福祉施設の耐震化等整備の推進等（厚生労働省）
- ・産業・エネルギー基盤強靱性確保調査事業（経済産業省）
- ・災害時等石油製品供給・利用インフラ等整備事業等（経済産業省）
- ・原子力施設の安全対策等（文部科学省）
- ・農山漁村等における防災・減災対策等（農林水産省）
- ・事業継続等のマネジメントシステム規格の活用等による競争力強化事業（経済産業省）
- ・情報通信ネットワークの強靱化と災害時即応能力の向上（総務省）
- ・警察施設・交通安全施設、自衛隊駐屯地等の老朽化、防災対策（警察庁、防衛省）
- ・官庁施設の機能維持のための防災対策等（裁判所、会計検査院、内閣府、法務省）
- ・日本の防災に関する知見等の国際的な活用：災害復旧スタンバイ円借款制度の創設＜予算措置以外＞（外務省、財務省） 等

（３）学校の耐震化・老朽化対策等の防災対策の推進

災害時に子どもたちの安全を確保するために必要であり、また、災害時の避難所ともなりうる学校の耐震化・老朽化対策等の防災対策を推進する。

- ・国立大学・公立学校・私立学校施設等の耐震化、老朽化対策等（文部科学省） 等

（４）大規模な災害等への対応体制の強化

警察、消防、自衛隊等の災害等への対応能力の強化や防災・減災研究の推進など大規模な災害等への対応体制の強化を図る。

- ・警察情報通信基盤の耐災害性の向上及び消防防災通信基盤等の緊急整備等（警察庁、総務省）
- ・警察、消防、自衛隊の災害等への対応能力の強化（警察庁、総務省、防衛省）
- ・消防団等の地域の防災力の強化（総務省）
- ・大規模災害に対する防災・減災研究の推進等（文部科学省） 等